

ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成等を求める意見書

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在の障害者手帳の認定基準はきわめて厳しく、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、肝硬変・肝がん患者を始めとする肝炎患者の病状に合致する基準となっていないため、支援を必要とする大多数の患者が認定を受けることができない現況にある。

現在、ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がんによって多くの方が亡くなっている中で、上記のように最も重篤な病態である肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を始めとした各支援制度がきわめて貧弱である現況に照らせば、ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成制度の創設は、肝炎患者に対する各種政策において、特に緊急に取り組むべき課題といえる。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。

よって、国会及び政府におかれては、ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がん患者を救済するため、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 6月19日

新潟県阿賀野市議会